



2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 播島 聡
(コード番号 9628 東証プライム)
問合せ先 取締役執行役員 横田 善行
経営企画部長
(TEL 06-6226-0038)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 25 日開催予定の第 96 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、営業収益等の季節変動に伴う業績への影響を緩和するとともに、当社グループにおいて適切な業務管理により事業運営の効率化を図ることを目的として、事業年度を毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までに変更するものです。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 3 月 31 日
変 更 後	毎年 8 月 31 日

（注）決算期変更の経過期間となる第 97 期事業年度は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日までの 17 か月間となる予定です。

3. 今後の見通し

本日開示いたしました 2025 年 3 月期決算短信をご覧ください。

4. 定款の一部変更

（1）定款変更の理由

決算期の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに経過措置として新たに附則を設けるものであります。

（2）定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

（3）日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 25 日（水）
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 25 日（水）

以上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>3 月</u> 31 日とする。 2 (条文省略) (招集の時期) 第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6 月</u>にこれを 招集する。 2 (条文省略) (事業年度) 第 33 条 当会社の事業年度は、毎年<u>4 月</u> 1 日から翌年 <u>3 月</u> 31 日までとする。 (剰余金の配当) 第 34 条 (条文省略) 2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によ り、毎年<u>9 月 30 日</u>の株主名簿に記載または記 録された株主もしくは登録株式質権者に対 し、中間配当を行うことができる。 (新設) (新設) (新設) (新設)	(基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>8 月</u> 31 日とする。 2 (現行どおり) (招集の時期) 第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>11 月</u>にこれを 招集する。 2 (現行どおり) (事業年度) 第 33 条 当会社の事業年度は、毎年<u>9 月</u> 1 日から翌年 <u>8 月</u> 31 日までとする。 (剰余金の配当) 第 34 条 (現行どおり) 2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によ り、毎年<u>2 月末日</u>の株主名簿に記載または記 録された株主もしくは登録株式質権者に対 し、中間配当を行うことができる。 附 則 <u>(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基 準日に関する経過措置)</u> 第 1 条 第 13 条 (基準日) の規定にかかわらず、2025 年 4 月 1 日から始まる第 97 期事業年度に関 する定時株主総会の議決権の基準日は、2026 年 8 月 31 日とする。 <u>(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の招 集の時期に関する経過措置)</u> 第 2 条 第 14 条 (招集の時期) の規定にかかわらず、 2025 年 4 月 1 日から始まる第 97 期事業年度 に関する定時株主総会は、2026 年 11 月にこ れを招集する。 <u>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措 置)</u> 第 3 条 第 21 条 (任期) の規定にかかわらず、2025 年 6 月 25 日開催の第 96 期定時株主総会におい て選任された取締役の任期は、2025 年 4 月 1 日から始まる第 97 期事業年度に関する定時 株主総会の終結の時までとする。

(新設)	<u>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)</u> <u>第4条</u> 2025年6月25日開催の第96期定時株主総会において別段の決議がないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</u> <u>第5条</u> 第33条(事業年度)の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度は、2026年8月31日までの17か月間とする。
(新設)	<u>(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の配当の基準日に関する経過措置)</u> <u>第6条</u> 第34条(剰余金の配当)の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度の期末配当の基準日は、2026年8月31日とする。 <u>2</u> 第34条(剰余金の配当)の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第97期事業年度の中間配当の基準日は、2025年12月31日とする。
(新設)	<u>第7条</u> 本附則は、2025年4月1日から始まる第97期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。